

生徒会規約附則 1 聖光高等学校通信制大会出場規定

第 1 条（範囲）この規定は、県内大会、中国大会、全国大会出場に適用する。

2. 本規定は、上記における体育・文化その他のすべての大会に適用する。

第 2 条（旅費）県内大会において、スクールバス等を使用した場合は実費を支給する。

（燃料費、通行料、駐車料、他）

2. 生徒及び教員が自家用車で移動する場合には支給しない。

但し教員の場合のみ、試合開始に到着が困難である場合高速道路を利用することができ実費を支給する。

3. 公共交通機関を利用する場合には、料金を計算した額の金額の全額支給する。

4. 中国大会以上の大会へ出場する場合にも、上記 1～3 を適用する。

第 3 条（宿泊費）宿泊費は、実費の 2 / 3 を補助する。但し、上限を下記の通りとする。

東京 6, 500円 その他の地域 6, 000円

2. 試合開始の 2 時間前に到着できない場合は前日の宿泊を認める。

第 4 条（人数）旅費・宿泊費の支給人数はエントリー数以内とする。

第 5 条（参加料）参加料は、全額支給する。

2. 試合運営費は全額支給する。

第 6 条（その他費用）各種大会へ出場するにあたり必要とされる用具・その他の費用に関しては、予算内で算出する。

第 7 条（補助金）県及びその他の団体より補助がある場合には、すべて、生徒会費にくり入れるものとする。

第 8 条（規定の改正）この規定の改正は職員会議で行う。

附則 この規定は平成 16 年 4 月 1 日から実施する。